

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

水 道 局	(平成 28 年度)
監 査 結 果 (指 摘 事 項)	改 善 措 置
<p>1 持続可能性・組織運営 (6) 持続可能性評価の不備</p> <p>以下の点を考慮すると、「安定的な経営を維持できる見通しです。」の根拠に乏しく、水道事業の経営の見通しの実態を表したものと認められない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水道事業の特性や事業を取り巻く経営環境（料金収入の減少、施設の老朽化等）を踏まえると、5年程度の計画期間では安定的な経営を維持できるかどうかを評価する期間として足りないと考えられること</li> <li>・財政収支見通し（試算）によると、平成42年度には累積資金剰余額がマイナスになるが、個別検出事項「更新投資額の過小推計」や「受水費の過小推計」を踏まえると、財政収支見通しの実態は更に厳しくなることが見込まれること</li> </ul> <p>事業の持続可能性の評価は、合理的な計画期間や推計を基礎とした収支計画にて実施する。</p> <p>合理的な根拠のない事項については、利害関係者の判断が誤らないよう、中期経営計画に記載しない。</p>	<p>令和元年度に策定した仙台市水道事業基本計画においては、総務省が平成29年3月31日付けで示した経営戦略策定ガイドライン改訂版に基づき、10年間の財政収支計画を記載した。</p> <p>また、国見浄水場と中原浄水場の統合や広域水道の受水料金など現時点で合理的な根拠があるものについては財政収支に見込んだが、現時点で確定していない事項については、計画策定時点での状況や推計条件を明記することとした。</p>